平成２２年（フ）第４８３号
岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４
債務者　池西志美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０１号
岡山市中区関525番地１　オリエントマンション305
債務者　髙橋　幹夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０７号
岡山県玉野市宇野４丁目８番28―203号
債務者　橋本　桂司
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０８号
岡山県玉野市宇野４丁目８番28―203号
債務者　橋本　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１７号
横浜市緑区東本郷６丁目１番23―307号
債務者　妹尾　龍興
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１１号
栃木県宇都宮市台新田町164番地８　レジデンス根本303
債務者　加藤一彦こと　江藤　一彦
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１８号
栃木県那須塩原市高砂町４番19号　市営磯原団地504号
債務者　天坂　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１９号
栃木県宇都宮市若草３丁目10番12号
債務者　阿部万里子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２０号
栃木県栃木市惣社町865番地４
債務者　吉田　孝行
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市下栗１丁目18番地　下栗市営住宅４号棟35号室
債務者　湯沢　　香
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２４号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3968番地
債務者　君島　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１２号
岡山市北区建部町市場213番地
債務者　河本美代子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９１号
岡山市東区瀬戸町下331番地３　県住江西１―104
債務者　田中　忠幸
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９２号
岡山市東区瀬戸町下331番地３　県住江西１―104
債務者　田中亜由美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８号
岡山県津山市小田中2219番地５　カレント松原201号
債務者　植濱　信子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１１６号
栃木県下野市石橋839番地７
債務者　清水　和樹
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部